

大阪府造林事業検査実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 大阪府造林事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する造林事業の検査（以下「検査」という。）は、「大阪府造林補助事業実施要領」（以下「実施要領」という。）、「大阪府造林補助事業実施要領の運用について」（以下「実施要領の運用」という。）及び「大阪府造林補助金査定要領」（以下「査定要領」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところにより行う。

(検査員)

第2 検査は、指定された検査員が行う。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

(検査の対象)

第3 検査は、申請のあった施行地1カ所ごとに行う。

(検査の認定)

第4 検査の結果、当該施行地が、要綱、実施要領、実施要領の運用及び査定要領の規程に適合しないものであるときは竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に連絡する。この場合、連絡内容を造林事業検査調書に記載する。

2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

(検査調書)

第5 検査員は、検査した事項及び自らの氏名を造林事業検査調書に記入する。

(検査調書等の保存)

第6 検査調書及びこれらに関する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5カ年間保存する。

第2章 検査

第1節 共通事項

(検査の趣旨)

第7 検査は、その内容が実施要領及び実施要領の運用に定める事業規模や内容等に適合していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、森林環境保全整備事業実施要領の運用別表1のキ【オルソ画像による申請書類の省略】の規定によりオルソ画像等が添付された申請の場合は、第9条から第12条まで及び第17条から第24条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

(GIS等の活用)

第8 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する（GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。）。

2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

(施行地の位置確認)

第9 申請書に記載された施行地の位置については、府の保有する森林計画図、地球測位システム（GNSS）、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

第10 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は地拵えが完了している区域とする。

3 実施要領に規定された以下の事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

- ・別表1の事業区分1【森林環境保全直接支援事業】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【間伐】、コ【更新伐】
- ・別表1の事業区分2の(1)【森林緊急造成】のイ【樹下植栽等】、カ【除伐】
- ・別表1の事業区分2の(2)【被害森林整備】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【更新伐】
- ・別表1の事業区分2の(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【更新伐】

(除地)

第11 除地は、施行地内の施業が不要な箇所であって1カ所の面積が原則0.01ha以上あるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

(測量成果・面積の確認)

第12 第8条2項のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

(1) コンパス測量による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各

2度、距離 5/100 とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

(2) GNSS 等による測量成果の提出があった場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される精度 3m以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。

(3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるものとする。

3 施行面積の算定は、ha以下2位までとし、3位以下は切り捨てる。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第13 除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び一貫作業の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

(森林所有者及び造林地の地番)

第14 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を検査調書に記入する。

(事業主体等の確認)

第15 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 実施要領別表3【査定係数】に係る次の書類等

(ア) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 実施要領別表1の事業区分2の(1)【森林緊急造成】、(2)【被害森林整備】のア～シ、(3)【重要インフラ施設周辺森林整備】及び(4)【林相転換特別対策(特定スギ人工林)】の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し(事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し

- ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等
- (3) 実施要領第6の2【第三者への委任】により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領(以下、「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。
- ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
- イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
- (4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること(ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。)

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第16 査定要領の1の2の(1)のエ【間接費の加算】による施行地においては以下を確認する。

- (1) 現場監督費(現場労働者が雇用者により実施された場合)及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

第2節 施業種ごとの検査事項

(人工造林及び樹下植栽等の検査)

第17 人工造林及び樹下植栽等については、次により確認する。

- (1) 地拵えについては、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。
- (2) 植栽本数については、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)により、施行地の面積3haに付き、最低1ヶ所以上で確認する。(面積が1ha未満の場合であっても1ヶ所以上で検査を行うものとする。)
- ア 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間隔の延長及びその植列に直角の方向に11列の間隔の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
- イ 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100㎡を基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。
- ウ 施行地内の被害材積を推計するために、施行地外に標準地を設定する場合は、施行地の面積3haに付き、最低2ヶ所以上で確認する。
- (3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数/植栽本数により算出する。
- (4) 枯損率が20%未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とする。
- (5) 1施行地に適用標準単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

- (7) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。
- (8) 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

（下刈りの検査）

第18 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

（雪起こし及び倒木起こしの検査）

第19 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位する。

（除・間伐等の検査）

第20 除伐、保育間伐、間伐等の不良木の淘汰の本数については第17(2)の規定に準じて本数検査法により、伐採本数及び残存本数を計測して伐採率を確認する。

2 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。

3 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

（保育間伐の検査）

第21 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、第20の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が18cm未満であることを確認する。

（付帯施設等整備の検査）

第22 付帯施設等整備については、設計仕様以上の効果が発揮できることを確認する。

2 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

3 延長は、実延長を巻き尺等で実測又は測量野帳等により確認する。

（森林作業道の検査）

第23 次の事項について、大阪府森林作業道作設指針に規定する各項と照らし、林地崩壊の防止、車両の安全運行等が確保されているかどうかを旨として行い、延長、幅員、工作物の設置状況、路面の仕上がり状況等につき検査する。

(1) 設計図書（森林作業道整備線形図又は施業図に必要事項を記載したもの）

- (2) 工事写真（現地の状況写真、測量実施状況写真、事業完了後の現地写真）
 - (3) その他必要な事項（森林作業道チェックリスト、実行経費の内訳書（設計書）、図面、契約書（写）等）
- 2 申請者等から提出された設計図書等をもとに、次に掲げる項目及び方法により現地検査を行うものとする。
- (1) 延長 300m以内に1ヶ所以上測点間を検測し、設計図書等と対比して確認する。（延長が300mに満たない場合であっても、起点・終点及び施行区間内で1ヶ所以上の測点で実測するものとする。以下、同じ。）
 - (2) 幅員 300m以内に1ヶ所以上検測し、設計図書等と対比して確認する。
 - (3) 地山の横断勾配 ポール、スラントルール等を用いて検測し、設計図書等と対比して確認する。
 - (4) 工作物等 テープ、ポール、スラントルール等を用いて検測し、設計図書等と対比して確認する。
- 3 上記2のほか必要と判断される事項については、大阪府総務部契約局建設工事検査要領及び同局建設工事検査の技術的基準等に基づき検査するものとする。
- 4 当該森林作業道の整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

（林齢の検査）

第24 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

（その他の検査）

第25 その他、次項以外に規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

- 2 災害の確認等は、原則として第17(2)に規定する本数検査法により本数被害率（被害本数／被害直前の成立本数）を確認するとともに、災害の種類を判定する。
- 3 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積については、施行地内の伐採率、伐出木の伐株、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、補助申請上の搬出材積と照合し確認するものとする。
- 4 枝打ちの検査は、第17(2)に規定する本数検査法による枝打ちの実施本数、枝下高及び切り口の仕上がり状況について確認する。
- 5 忌避剤散布の検査は、一体的に実施する作業と併せて散布状態の確認を行う。

第3節 現地での確認

（現地確認の手法）

第26 第7条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。なお、信頼性を確保するため、現地確認の実施ヶ所については、無作為に抽出することとし、無作為抽出の方法は乱数表によるなど、無作為抽出の徹底に留意するとともに、抽出に当たっては林務部局以外の職員等が行う。

- 2 実施要領の別表1の事業規模の要件を満たす施行地のまとまり(以下「申請単位」という。)の

数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。

- (1) 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地
 - (2) 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、あらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為抽出された申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地
- 3 前項により現地確認を実施した施行地の検査調書には「現地確認」のと記入し、施業図又は検査調書に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。
- (1) 検査員が検査のため踏査した経路
 - (2) 検出した線又は検出点
 - (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- 4 現地確認において疑義が認められた場合は、前1項を適用しない。

(現地確認の体制)

第27 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施する。ただし、GNSS の位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名での体制による実施する。

(立 会)

第28 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(写 真)

第29 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則として GNSS データが記録されたものとする。

(補助金交付申請書に添付する書類等)

第30 実施要領の運用等より補助金交付申請書に添付する書類等については、別表のとおりとする。また、これらの書類等（原本含む）は、交付申請者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(施行期日)

第31 この要領は、平成9年3月26日から施行し平成9年4月1日から適用する。
この要領は、平成12年4月1日から施行する。
この要領は、平成17年7月22日から施行し平成17年4月1日から適用する。
この要領は、平成22年3月23日から施行し平成21年度事業から適用する。
この要領は、平成23年12月1日から施行し平成23年度事業から適用する。
この要領は、平成25年3月6日から施行し平成24年度事業から適用する。

この要領は、平成26年8月6日から施行し平成26年度事業から適用する。
この要領は、平成27年7月1日から施行し平成27年度事業から適用する。
この要領は、平成28年4月1日から施行し平成28年度事業から適用する。
この要領は、令和2年1月9日から施行し令和元年度事業から適用する。
この要領は、令和3年2月22日から施行する。
この要領は、令和5年6月13日から施行する。
この要領は、令和6年10月22日から施行する。

